

登園許可証明書のお願

保育園は乳幼児が集団で長時間を共にする場です。子どもたちが安心安全に生活できるよう、感染症の集団感染や流行をできるだけ防ぐことが重要です。そのため、下記の感染症につきまして登園許可証明書の提出をお願いしています。

お子さんが健康状態が十分に回復し、保育園生活が可能な状態となつてからの登園をお願い致します。

■該当疾患のチェック欄にチェック(☑)をお願いします。

チェック	病 名	登園の目安
	麻疹	熱が下がってから3日経過してから
	風疹	発疹が消えてから
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫れが出現してから5日を経過し、全身状態が良好になってから
	水痘(みずぼうそう)	発疹がすべて消え、かさぶたになってから
	百日咳	特有の咳が出なくなるまで、または医師から処方された抗生剤による治療を終了してから
	結核	医師に感染の恐れがないと認められるまで
	咽頭結膜熱(プール熱) :アデノウイルス	主な症状が消えてから2日経過してから
	流行性角結膜炎(はやり目):アデノウイルス	結膜炎の症状が消え、医師に感染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)	症状が治まり、かつ抗菌薬の治療が終了し、48時間あけて2回の検便によって菌陰性が認められてから
	急性出血性結膜炎	医師に感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師に感染の恐れがないと認められるまで

登園許可証明書

社会福祉法人白帆会しらほ東部保育園

児童氏名

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、

令和 年 月 日から登園可能であることを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 印